

地域貢献活動

地域の活性化に合わせ、信用金庫の制度的な使命や役割を地域の人々に広く知っていただき、地域社会に貢献すべき活動を通じ地域での存在感を認められることが、ことしんの願いです。

「子育て支援活動」は当金庫が取組む社会的責任(CSR)の一つと考えています。

子育て支援活動

この地で生まれ育つ子どもたちの安全を願い、この地に住みたくなるような地域づくりに貢献していくことを念頭に置き、次のような活動を行っています。

おっぱい塾

近江八幡支店では、2階交流ホールにて、毎月1回、お母さまや妊婦さんに母乳の重要性と母乳での子育て方法、離乳食等を学んでいただく「おっぱい塾」の開催に協力しております。



※令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止としましたが、今後の状況を見て再開させていただく予定です。

子ども110番

当金庫の東近江市内7カ店の入り口に「子ども110番の家」のコーンを設置、営業車にも「子ども110番」のステッカーを貼り、お子さまが店内に助けを求めてきた時や、危険な状況にあることを発見した時などは、至急に警察に通報するなど、適切な対応を行い、地域の子どもたちの安全を守ります。



- 子育て応援資金「おうみの子」として、金利優遇商品の取り扱い
- 東近江市「子ども未来夢基金」への寄付(役職員有志)

地域行事・イベントへの参加

各地域で開催されるお祭りやイベントに積極的に参加し、地域の人々とのふれあいを大切にしています。

11月

- 「East Rainbow」イルミネーション取付作業
at 八日市駅前～東近江市役所一帯
- 「Lighting Bell in NOTOGAWA」イルミネーション準備作業
at 能登川林中央公園

環境奉仕活動

清掃奉仕活動

全店各地区で取組んでいます。



- 市内早朝美化運動
- 八日市・蒲生・水口地区
毎月第2水曜日に実施
(本店営業部、緑町支店、蒲生支店、水口支店)
- 近江八幡地区
毎月第2水曜日に実施
(近江八幡支店)
- 八幡堀クリーン作戦(年1回)
(近江八幡支店)

金融教育支援

ことしん金融出前教育

当金庫では県・市と連携し、地域の子どもたちのために金融教育を実施する態勢を整えています。

地域への寄付

- 自治体へ寄付
当金庫にて不要となった書類からリサイクルしたトイレットペーパーを店舗所在地の各教育委員会へ寄贈しております。
- 「河辺いきものの森」へ寄付

その他

- 当金庫Webサイトに取引先企業の紹介コーナーとして「ことしんふれ愛town」を設け、またFM東近江でも取引先企業の紹介を行っています。
- 「インターンシップ」に協力
- 全営業店へAED(自動体外式除細動器)の設置
- エコキャップ、使用済切手回収推進活動

法令等を遵守し、誠実・公正・透明な業務の遂行に努めています

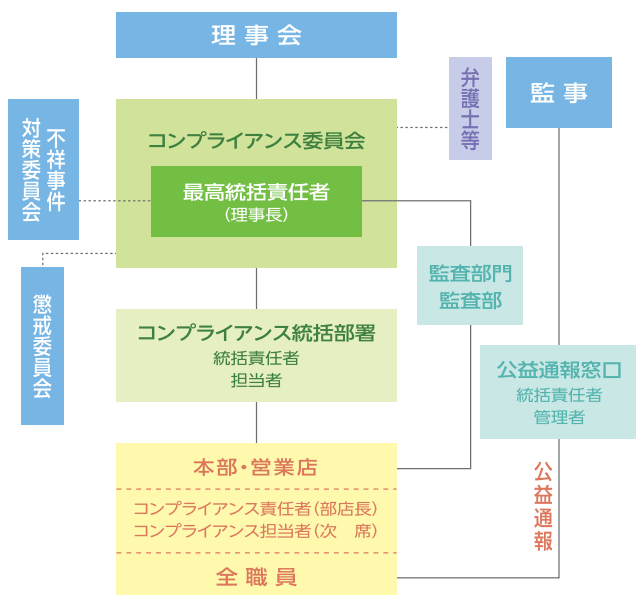
当金庫の役職員は、地元の皆さまからの信頼に応え、さらにその信頼の輪を広げるために、業務の遂行にあたっては「誠実に公正に透明な仕事をする事」を最優先の理念としています。

こうした役職員一人ひとりの決意を徹底するために「法令等遵守管理規程」を定め、その具体的な行動基準であるコンプライアンス・マニュアルを役職員全員に配布し周知を図っています。

今後も、地域社会のお客さまからの揺るぎない信頼を得るために関係法令・社会規範・金庫内の諸規程等を遵守し、誠実に当金庫の業務を行うように、一層その教育・指導の徹底を図ってまいります。



組織図



●コンプライアンス最高統括責任者

最高統括責任者である理事長は、金庫の業務に適用される法令等の内容を理解して、コンプライアンス状況を的確に認識し、適正な法令等遵守態勢を整備・確立するとともに金庫のコンプライアンスに関する責任を負います。

※公益通報とは

組織的または個人的な法令違反等に関する通報等に対して適正な処理の仕組みならびに通報者の保護を定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的としています。

内部統制

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条5項5号ならびに同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として「内部管理基本方針」を定め、体制の整備と実効性の確保に努めています。

- ①理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ②理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ⑤監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑧監事の職務の執行について生じる費用の前払い償還の手続および債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑨その他監事の監査が実効的に行われることを確保する体制

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めこれを遵守します。

- ①反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し迅速な問題解決に努めます。
- ③反社会的勢力に対し、資金提供および事実を隠蔽するための裏取引は行いません。
- ④反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築しています。
- ⑤反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。